

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(現地連絡員)</p> <p>第20条の2 <u>地方支部に、現地連絡員を置き、支部長が地方支部の職員のうちから2人以上を指名する。</u></p> <p>2 本部長、広域支部長又は支部長は、災害により被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）<u>からの情報収集が困難であると認めるときは、当該被災市町村に現地連絡員2人以上を派遣する。</u></p> <p>3 [略]</p>		<p>(現地連絡員)</p> <p>第20条の2 支部長は、地方支部の職員のうちから<u>現地連絡員を2人以上指名する。</u></p> <p>2 本部長、広域支部長又は支部長は、<u>必要があると認めるときは</u>、災害により被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）に<u>現地連絡員を2人以上派遣する。</u></p> <p>3 [略]</p>	
<p>(配備体制)</p> <p>第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。</p>		<p>(配備体制)</p> <p>第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。</p>	
区分	配備基準	配備職員の範囲	
(1) 指定職員配備(1号)体制(以下「指定職員配備体制」という。)	[略]	別表第8に掲げる課等の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの並びに本部支援室の職員	
広域支部及び地方支部	[略]	アからコまでに掲げる配備基準のいずれかに該当する広域支部の広域支部長、副広域支部長、広域支部委員及び主査相当職以上の職員で広域支部長が指名したもの並びに地方支部の別表第8に掲げる部の長及び主査相当職以上の職員で各支部長が指名したもの	
[略]	[略]	[略]	
2 [略]	[略]	2 [略]	
別表第1（第5条関係）		別表第1（第5条関係）	
本部に置く部並びに部長及び次長		本部に置く部並びに部長及び次長	
部	部長に充てる職	部	部長に充てる職
			次長に充てる職

秘書広報部	秘書広報室長	秘書広報室副室長
[略]		
政策地域部	政策地域部長	政策地域部副部長（政策推進室長を兼ねる者に限る。）
[略]		
保健福祉部	[略]	保健福祉部副部長 医務担当技監
[略]		
教育部	[略]	教育次長（教育企画室長を兼ねる者に限る。）
[略]		

別表第2（第6条、第7条関係）

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

部	課等	課等の長に充てる職	主な担当業務
秘書広報部	秘書課	[略]	
	[略]		
[略]			
政策地域部	政策推進室	政策推進室長	部内各課等の総括に関する こと。 国に対する要望活動に関する こと（特定分野の提言及び要 望を除く。）。 国及び他の都道府県から派遣 される人員の受入れに関する こと。 復興計画の策定に関する事 。
[略]			
地域振興	[略]		いわて体験交流施設に係る被

政策企画部	政策企画部長	政策企画部副部長
[略]		
ふるさと振興部	ふるさと振興部長	ふるさと振興部副部長
[略]		
保健福祉部	[略]	保健福祉部副部長
[略]		
教育部	[略]	教育局長
[略]		

別表第2（第6条、第7条関係）

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

部	課等	課等の長に充てる職	主な担当業務
政策企画部	政策企画課	政策企画課総括課長	国に対する要望活動に関する こと（特定分野の提言及び要 望を除く。）。 国及び他の都道府県から派遣 される人員の受入れに関する こと。 復興計画の策定に関する事 。
	秘書課	[略]	
[略]			
ふるさと振興部	ふるさと振興企画室	ふるさと振興企画室長	部内各課等の総括に関する こと。 他課等に対する応援に関する こと。
[略]			
地域振興	[略]		他課等に対する応援に関する

	室		<u>害状況調査及び応急対策に関すること。</u>
	国際室	[略]	
	交通政策室	[略]	
	<u>三陸防災復興プロジェクト2019推進室</u>	<u>三陸防災復興プロジェクト2019推進室長</u>	<u>他課等に対する応援に関すること。</u>
	科学・情報政策室	[略]	
文化スポーツ部	[略]	<u>ラグビーワールドカップ2019推進室</u>	[略]
[略]			
保健福祉部	[略]	障がい保健福祉課	[略]
	<u>子ども子育て支援課</u>	<u>子ども子育て支援課総括課長</u>	<u>児童福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>避難所及び避難者の把握及び応急対策に関すること。</u> <u>在宅の妊産婦及び乳幼児の把握及び応急対策に関すること。</u> <u>児童及びひとり親世帯の把握及び応急対策に関すること。</u> <u>災害遺児対策に関すること。</u>

	室		<u>こと。</u>
	<u>県北・沿岸振興室</u>	<u>県北・沿岸振興室長</u>	<u>いわて体験交流施設に係る被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>他課等に対する応援に関すること。</u>
	国際室	[略]	
	交通政策室	[略]	
	科学・情報政策室	[略]	
	<u>台風災害復旧復興推進室</u>	<u>台風災害復旧復興推進室長</u>	<u>他課等に対する応援に関すること。</u>
文化スポーツ部	[略]	<u>オリンピック・パラリンピック推進室</u>	[略]
[略]			
保健福祉部	[略]	障がい保健福祉課	[略]

		<u>母子健康包括支援センターの被害調査及び応急対策に関すること。</u>
医療政策室	[略]	
医師支援推進室	[略]	
商工労働観光部	[略]	
産業経済交流課	[略]	
観光課	観光課総括課長	<u>観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>観光客等の帰宅が困難な者への対応に関すること。</u> <u>避難者及び支援者の受入れに係る宿泊施設への協力の要請及び移送に関すること。</u> <u>観光に係る風評被害対策に関すること。</u>
定住推進・雇用労働室	[略]	
ものづくり自動車産業振興	[略]	

医療政策室	[略]	
子ども子育て支援室	子ども子育て支援室長	<u>児童福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>避難所及び避難者の把握並びに応急対策に関すること。</u> <u>在宅の妊産婦及び乳幼児の把握並びに応急対策に関すること。</u> <u>児童及びひとり親世帯の把握並びに応急対策に関すること。</u> <u>災害遺児対策に関すること。</u> <u>母子健康包括支援センターの被害調査及び応急対策に関すること。</u>
医師支援推進室	[略]	
商工労働観光部	[略]	
産業経済交流課	[略]	
定住推進・雇用労働室	[略]	
ものづくり自動車産業振興	[略]	

室	
[略]	

備考 次の表の担当業務の欄に掲げる業務を統括する課等及び連携が必要な課等は、同表の統括する課等の欄及び連携が必要な課等の欄に掲げるとおりとする。

担当業務	統括する課等	連携が必要な課等
[略]		
市町村の行政機能回復のための支援	[略]	人事課 政策推進室
[略]		
避難者への支援	[略]	地域福祉課 長寿社会課 障がい保健福祉課 子ども子育て支援課 観光課 教育企画室 生涯学習文化財課
[略]		

別表第5（第15条、第17条関係）

地方支部の名称等

名称	所管区域	構成機関又は組織
[略]		
岩手県災害対策本部 宮古地方支部	[略]	沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター 沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター 沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター 沿岸広域振興局宮古審査指導監 岩手県中央家畜保

室		
観光・プロモーション室	観光・プロモーション室長	観光施設の被害調査及び応急対策に関すること。 観光客等の帰宅が困難な者への対応に関すること。 避難者及び支援者の受入れに係る宿泊施設への協力の要請及び移送に関すること。 観光に係る風評被害対策に関すること。
[略]		

備考 次の表の担当業務の欄に掲げる業務を統括する課等及び連携が必要な課等は、同表の統括する課等の欄及び連携が必要な課等の欄に掲げるとおりとする。

担当業務	統括する課等	連携が必要な課等
[略]		
市町村の行政機能回復のための支援	[略]	政策企画課 人事課
[略]		
避難者への支援	[略]	地域福祉課 長寿社会課 障がい保健福祉課 子ども子育て支援室 観光・プロモーション室 教育企画室 生涯学習文化財課
[略]		

別表第5（第15条、第17条関係）

地方支部の名称等

名称	所管区域	構成機関又は組織
[略]		
岩手県災害対策本部 宮古地方支部	[略]	沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター 沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センター 沿岸広域振興局農林部宮古農林振興センター 沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター 沿岸広域振興局宮古審査指導監 岩手県中央家畜保

健衛生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県立宮古病院 岩手県立山田病院 宮古教育事務所 岩手県立山田高等学校 岩手県立宮古高等学校 岩手県立宮古北高等学校 岩手県立宮古工業高等学校 岩手県立宮古商業高等学校 岩手県立宮古水産高等学校 岩手県立岩泉高等学校 岩手県立宮古恵風支援学校 岩手県宮古警察署 岩手県岩泉警察署

[略]

健衛生所 岩手県漁業取締事務所 岩手県立宮古病院 岩手県立山田病院 宮古教育事務所 岩手県立山田高等学校 岩手県立宮古高等学校 岩手県立宮古北高等学校 岩手県立宮古商工高等学校 岩手県立宮古水産高等学校 岩手県立岩泉高等学校 岩手県立宮古恵風支援学校 岩手県宮古警察署 岩手県岩泉警察署

[略]

別表第8（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる課等及び公所

区 分	部及び班	指定職員配備体制に当たる <u>課等及び公所</u>
本部	<u>秘書広報部</u>	秘書課 広聴広報課
	[略]	
	<u>政策地域部</u>	<u>政策推進室</u> 地域振興室 交通政策室 科学・情報政策室
	[略]	
[略]		

別表第8（第27条関係）

指定職員配備体制に当たる構成機関又は組織

区 分	部及び班	指定職員配備体制に当たる <u>構成機関又は組織</u>
本部	<u>政策企画部</u>	<u>政策企画課</u> 秘書課 広聴広報課
	[略]	
	<u>ふるさと振興室</u>	<u>ふるさと振興企画室</u> 地域振興室 <u>県北・沿岸振興室</u> 交通政策室 科学・情報政策室
	[略]	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。